

香港「Food Expo PRO 2026」出展事業者の追加募集について

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）では、本年8月に香港で開催されるアジア最大級の食品総合見本市「Food Expo PRO 2026」において、和歌山県ブースの出展を計画しています。

香港は自由貿易港であり、原則として関税が課されないため、輸出に取り組みやすい市場です。さらに日本からの農産物・食品の国・地域別輸出額が第2位（2025年）となっており、重要な輸出先の一つです。

香港への販路開拓を目指す皆さまからのご応募をお待ちしております。

1. 見本市の概要

- (1) 名称：Food Expo PRO 2026
- (2) 会期：令和8年8月13日（木）～15日（土）の3日間
- (3) 会場：香港コンベンション&エキシビジョンセンター
- (4) 主催者：香港貿易発展局（HKTDC）
- (5) 過去概要：来場者数 約 18,500 人（2025 年実績）

2. 出展概要

- (1) 出展場所：協議会が設置する「和歌山県ブース」内
- (2) 追加募集者数：若干数
- (3) 事業者の決定：先着順による

3. 出展事業者の条件

- (1) 和歌山県内に本社を置く生産者団体及び食品関連企業等であること。
- (2) 出品物が香港へ輸出可能な農水産物・加工食品であること。
参考：「日本からの輸出に関する制度」（ジェトロウェブサイト）
(<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>)
- (3) 出展目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- (4) 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- (5) 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果を協議会に報告すること。
- (6) 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
- (7) 日本・香港間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる担当者がいること。
- (8) 共同出展のため、出展位置により集客に差異が発生することを了承すること。
- (9) 出展に関連して、協議会が主催する説明会への出席及び出展後の協議会からのアンケート及び調査に協力すること。

4. 出展負担金（消費税込み）

出展回数	1 回目	2 ～ 5 回目	6 回目～
出展負担金	120,000 円	180,000 円	360,000 円

※和歌山県ブースへの出展回数により出展負担金が異なりますのでご注意ください。なお、出展回数は、Food Expo PRO 2026 への出展を「1 回目」として算定します。したがって、今回お申し込みの企業はすべて初回料金（120,000 円）が適用されます。

※出展負担金に含まれる費用は、ブース（基本装飾含む）のレンタル費用及び協議会が必要と判断した共通備品のレンタル費用です。

※基本装飾以外で必要となる追加の備品レンタル費用や、渡航・宿泊費、輸送費、試飲・試食に要する費用等は、別途出展事業者の負担となります。

※指定期日までに出展負担金をお支払いいただけない場合、出展を取りやめさせていただく場合があります。

<参考:想定される事業者側の経費負担>

- ・追加の備品レンタル代（出展者が独自に必要なとする備品レンタル代）
- ・社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・輸送に要する経費（輸送手続を含む）
- ・試飲、試食に係る費用（消耗品含む）
- ・自社専用通訳、アシスタント等手配費用
- ・自社商品パンフレット制作費用（翻訳料金含む）
- ・盗難、海外旅行、賠償責任保険に係る費用
- ・その他、出展負担金に含まれていない費用

5. 申込方法

別紙「香港「Food Expo PRO 2026」出展申込書」に必要事項をご記入の上、「10. 問い合わせ先及び申込先」にメールにて提出願います。

6. 申込期限

令和8年5月22日（金）17:45 必着

※先着順となっておりますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

7. 出展事業者の決定

先着順により決定します。

※必要事項記入済みの申込書が添付されたメールの到着時刻により判断いたします。

8. その他留意点等

- (1) トレードホール の最終日（15日）は一般開放日となります。一般開放日に「小売販売行為」をする場合において、現地人材を手配せずに日本人のみで対応するには就労ビザの取得が必要です。

※小売販売行為を行わない場合でも、食品輸入者・卸売業者の登録免除申請が必要です。（承認手続きには14日程度かかります）

- (2) 1小間(9㎡)を2社で使用していただきます。
- (3) 出展事業者説明会の詳細等については、出展事業者決定後にお知らせします。
- (4) 本書面に定めのない事項は、協議会がその対応を決定します。
- (5) 本書面の記載に反する行為があった場合や申込内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、出展をお断りすることがあります。
- (6) ブースの基本構成、小間位置等は協議会が決定します。ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。
- (7) 出展の権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (8) 出展負担金未納の場合は出展できません。
- (9) 展示会最終日の終了時刻以前の撤収はできません。
- (10) 出展者の自己都合による申込後のキャンセルは、いかなる理由においてもキャンセルに伴う必要経費(負担金を含む出展費用全額)をご負担いただきます。

9. 免責事項

- (1) 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、主催者や協議会の判断により本事業の全部または一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、出品に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害(航空券代等のキャンセルを含みますが、これに限られません)について、協議会はこれを負担しません。
- (2) 見本市会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、協議会は一切の責任を負いません。

10. 問い合わせ先及び申込先

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会事務局
(和歌山県食品流通課内) 担当: 佐々木・前坂
TEL 073-441-2815 FAX 073-432-4161
メール sasaki_m0033@pref.wakayama.lg.jp
maesaka_k0003@pref.wakayama.lg.jp

※上記担当2名あてにメールにてお申込み下さい。